

11月は児童虐待防止月間

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害です。

たとえ、しつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。



また、こどもの前で家族に暴力を振るうことも、心理的虐待に当たります。



安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を！

いち はや く

1 8 9 知らせて守る
こどもの未来

「児童虐待かも・・・」と思ったら、すぐにお電話下さい。
児童相談所児童虐待対応ダイヤル189（通話料無料）

兵 庫 県 飾 磨 警 察 署